

25 会 監 第 189 号  
平成 26 年 1 月 15 日

会津若松市長  
室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 松 川 和 夫  
会津若松市監査委員 近 藤 信 行

### 定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定期監査を行ったので、同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

- 1 監査の対象 企画政策部（企画調整課、企画調整課協働・男女参画室、地域づくり課、秘書広聴課、北会津支所まちづくり推進課、北会津支所住民福祉課、河東支所まちづくり推進課、河東支所住民福祉課）
- 2 監査の期間 平成 25 年 9 月 4 日～平成 26 年 1 月 15 日
- 3 監査実施日 現地調査日 平成 25 年 11 月 11 日（月）  
備品調査日 平成 25 年 11 月 11 日（月）  
対面監査日 平成 25 年 11 月 27 日（水）
- 4 監査の範囲 平成 25 年度（4 月～8 月の事務執行分）
- 5 監査対象事項（主なもの）
  - (1) 財産及び物品の適正管理 行政財産及び物品の管理状況
  - (2) 旅費関係 旅行命令簿、復命書及び経理状況
  - (3) 契約関係 契約事務
  - (4) 経営に係る事業の管理 主要な事務の概要、業務処理の方法等
  - (5) その他 時間外・休日勤務命令、調定票処理状況、支出負担行為票処理状況、補助金支出関係
- 6 監査の方法 監査実施にあたっては、あらかじめ提出された関係帳票等により調査し、あわせて所属長及び職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 事務の執行が適法、適正、かつ効率的に行われているかどうかという観点から監査を実施した結果、おおむね適正に執行されていると認められた。  
なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。